



宮崎県新型コロナウイルス感染症

第4波分析・検証（案）

宮崎県

目次

第1章 本県における第4波の総括

- 1 総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 入院・療養の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 変異株の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第2章 これまでの取組の状況と今後の対策

- 1 感染状況の分析・公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 検査体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 医療提供体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 飲食店対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 5 高齢者施設対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 6 市町村との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 7 県民への普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 8 警報発令・県民への行動要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 9 ワクチン接種の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第1章 本県における第4波の総括

1 総括

全国では3月中旬以降、感染者が再び増加傾向となる中、本県における第4波は、3月下旬に県外由来の感染を端緒にした会食関係のクラスター発生から始まった。大型連休後の5月9日には、宮崎市において、爆発的に感染が拡大する状況となったことから、再び県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」を発令した。宣言発令後の5月中旬以降は、感染者は減少に転じ、6月1日に「感染拡大緊急警報（レベル3）」に移行した。県内の感染状況は、6月中旬以降沈静化していることから、第3波収束後に初めて感染が確認された3月27日から「感染拡大緊急警報（レベル3）」を終了した6月20日までを本県の第4波の期間と位置付け、分析・検証を行う。

(1) 本県の第4波の概要（第3波との比較）

	第3波	第4波
期間	113日(11/15～3/7)	86日(3/27～6/20)
総感染者数	1,576人	1,112人
1日当たり最大新規感染者数	105人(1/6)	62人(5/7)
直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数(最大)	42.4人(1/9)	30.8人(5/12)
直近1週間の人口10万人当たりの全療養者数(最大)	50.3人(1/10)	45.0人(5/12)
クラスターの発生数	22件	25件
死者数(致死率)	21人(1.3%)	5人(0.4%)
重症者数(重症者率)	24人(1.5%)	20人(1.7%)
1日当たり最大入院者数	102人(1/13)	84人(5/16,17)
1日当たり最大宿泊施設療養者数	118人(1/7)	116人(5/12)
1日当たり最大施設(高齢者施設等)療養者数	24人(1/20～22)	32人(4/28～5/3)
1日当たり最大自宅療養者数	258人(1/10)	221人(5/13)



県内では、3月1日以降、新規感染者が0人の期間が続いたが、3月27日に26日ぶりとなる感染が確認され、その後、一時感染は落ち着いたものの、4月下旬以降に事業所や学校、接待を伴う飲食店等でのクラスターで感染が拡大し、5月7日には第4波で1日当たり最大となる62人の感染が判明した。5月9日に、県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」発令以降、感染は減少に転じ、6月中旬に沈静化した。

本県における第4波は、第3波と比較して、1日当たりの最大新規感染者数は少なくなっており、特に死者数は大幅に減少している。死者数を大きく抑えることができた要因としては、高齢者施設でのクラスターの発生が少なかったことに加え、医療機関はもとより宿泊施設療養者や自宅療養者の健康管理体制が十分に機能したことが考えられる。

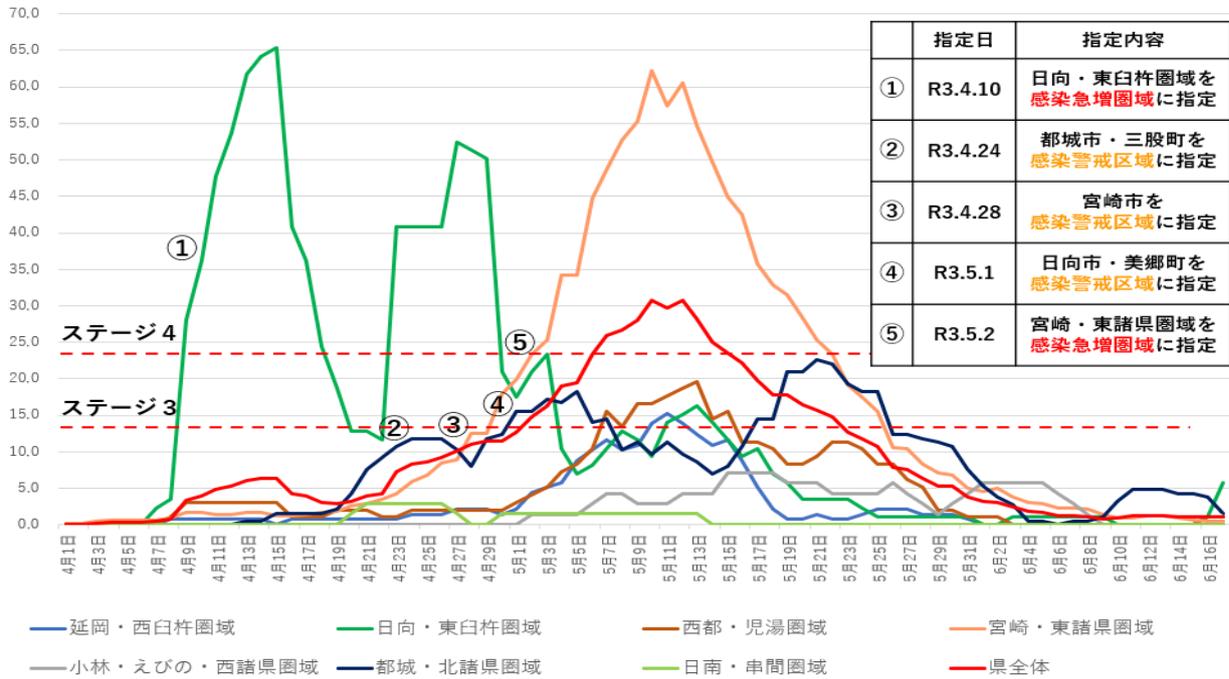
また、1日当たりの最大入院者数は、第3波と比較して少なかったが、宮崎市で集中的に感染が爆発したことから、宮崎・東諸県圏域の病床がひっ迫し、広域での入院調整が必要な状況に至り、必要な調整を行った。なお、宮崎市の爆発的な感染拡大時には、無症状・軽症の若年層の感染者が多く発生し、宿泊施設療養、自宅療養となるケースが多かったことから、1日当たりの最大宿泊施設療養者数は第3波と同等で、1日当たり最大自宅療養者数も第3波と同じく200人を超えている。

(2) 全国の感染の推移との比較（人口10万人あたりの感染者数）

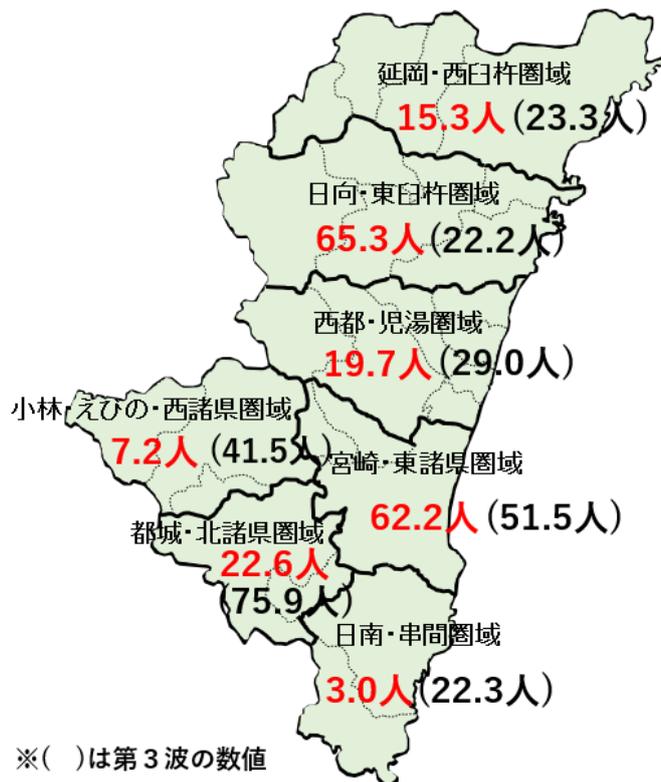


全国では1都3県への「緊急事態宣言」を解除した3月下旬以降、感染者数が増加に転じ、宣言解除から約1ヶ月後の4月下旬に再度宣言を発令した。その後も感染が拡大し、5月中旬に感染のピークを迎え、その後減少に転じている。本県は、4月上旬までは、全国と比較すると感染が落ち着いている状況にあったが、4月下旬から5月の大型連休期間にかけて感染者が急増したことから、第3波に比して早期に行動要請等を行うとの方針の下、5月9日に県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」を発令し、その後、全国と比べて感染が急速に沈静化した。

(3) 各圏域・市町村別の感染状況



<各圏域ピーク時の人口10万人当たりの新規感染者数>



<市町村別感染者数>

圏域	市町村	第3波	第4波
延岡・西臼杵圏域	延岡市	105人	37人
	高千穂町	5人	2人
	五ヶ瀬町	2人	1人
	小計	112人	40人
日向・東臼杵圏域	日向市	18人	85人
	門川町	8人	11人
	椎葉村	1人	3人
	美郷町	8人	43人
	小計	35人	142人
宮崎・東諸圏域	宮崎市	887人	668人
	国富町	20人	10人
	綾町	2人	4人
	小計	909人	682人
西都・児湯圏域	西都市	19人	25人
	高鍋町	49人	11人
	新富町	20人	12人
	木城町	6人	0人
	川南町	10人	1人
	都農町	14人	3人
	小計	118人	52人
都城・北諸圏域	都城市	256人	140人
	三股町	31人	27人
	小計	287人	167人
小林・えびの・西諸圏域	小林市	29人	7人
	えびの市	9人	6人
	高原町	3人	2人
	小計	41人	15人
日南・串間圏域	日南市	18人	2人
	串間市	11人	2人
	小計	29人	4人
県外		45人	10人
合計		1,576人	1,112人

①延岡・西臼杵圏域

5月上旬に延岡市の接待を伴う飲食店でクラスターが発生したものの、その後、大きな感染拡大は確認されなかった。

②日向・東臼杵圏域

4月上旬に日向市の複数の飲食店が絡むクラスターが発生したことに伴い、感染者が急増し、感染急増圏域（赤圏域）の指定や日向市の飲食店等への営業時間短縮要請を行った。その後、感染が落ち着きつつある中、4月下旬に美郷町の高齢者施設でクラスターが発生したが、施設内での措置を適切に行い、大きな感染拡大には至らず、5月下旬にかけて沈静化した。

③宮崎・東諸県圏域

4月中旬以降、感染者は漸増している状況にあったが、4月下旬以降、事業所や学校、接待を伴う飲食店等でのクラスターが頻発するとともに、医療機関による検査（保険適用検査）での陽性判明が急増し、爆発的に感染が拡大した。その後、県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」の発令や宮崎市の飲食店等への営業時間短縮要請の実施により、感染者は減少に転じ、6月上旬にかけて沈静化した。

④西都・児湯圏域

5月中旬に西都市の接待を伴う飲食店でクラスターが発生したものの、その後、大きな感染拡大は確認されなかった。

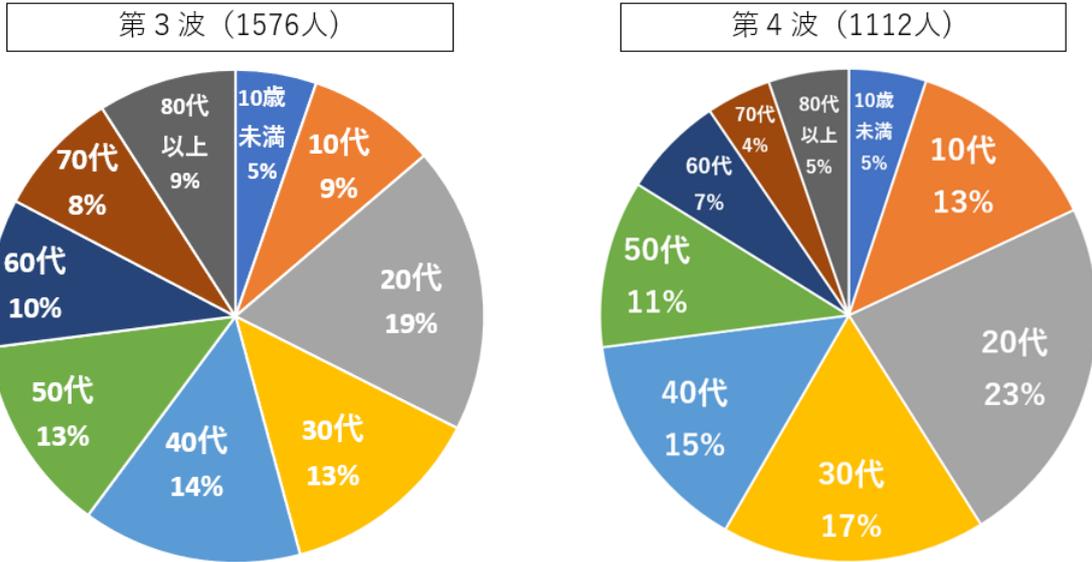
⑤都城・北諸県圏域

3月下旬に都城市で会食関係のクラスターが発生後、感染は一旦落ち着いていたが、4月下旬に都城市の事業所や学校でクラスターが発生し、感染者が増加したため、都城市・三股町を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定した。その後、5月中旬に、会食関係や複数の飲食店が絡むクラスターが発生したことに伴い、感染者は再び増加傾向となり、都城市・三股町の飲食店等への営業時間短縮要請を行った。その後は、大きな感染拡大には至らず、6月上旬にかけて沈静化した。

⑥小林・えびの・西諸県圏域、日南・串間圏域

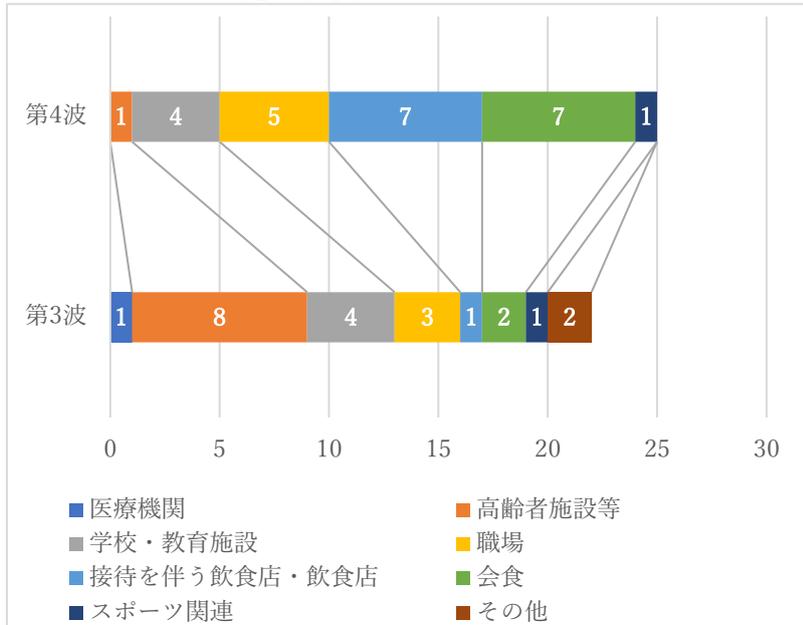
散発的な感染が確認されたものの、大きな感染拡大は確認されなかった。

(4) 感染者の年代別内訳



第4波では、若年層（30代以下）の割合が58%（第3波比+12%）と高く、高齢者（60代以上）の割合が16%（第3波比-11%）と低くなっており、要因の一つとして、第3波と比較して高齢者施設でのクラスターの発生が少なかったことが挙げられる。なお、10歳未満の小児・幼児等の割合は5%であり、第3波から変わっていない。

(5) クラスターの発生状況



発生市町村	第3波	第4波
宮崎市	14	15
都城市	3	5
延岡市	2	1
日向市	0	1
西都市	0	1
えびの市	1	0
国富町	0	1
高鍋町	1	0
門川町	1	0
美郷町	0	1
計	22	25

クラスターの定義が次のとおり変更されたこともあり、第4波のクラスター発生件数は第3波より多くなっている。

《クラスター（感染集団）の定義》

変更前：連続的に集団発生を起こし（感染連鎖の継続）、大規模な集団発生（メガクラスター）につながりかねないと考えられる患者集団

変更後：リンクが追える集団として確認できた陽性者の一群

〔国立感染症研究所発出令和3年1月8日版「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」〕

第4波では、第3波と比較し、高齢者施設でのクラスターの発生が大幅に減少しており、そのことが重症者や死者の減少につながっていると考えられる。また、逆に第4波においては、会食や接待を伴う飲食店でのクラスターの発生が多く確認されており、全体の半数以上を占めている。

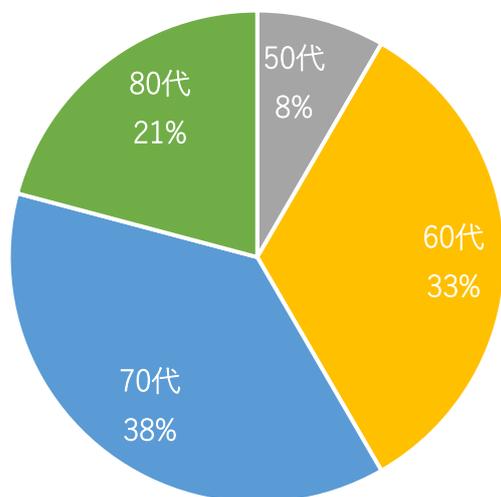
(6) 死者の状況

	第3波 (21人)	第4波 (5人)
年代	<p>90代 23% 60代 4% 70代 32% 80代 41%</p>	<p>90代 20% 70代 40% 80代 40%</p>
性別	<p>女性 36% 男性 64%</p>	<p>女性 40% 男性 60%</p>
基礎疾患	高血圧(10)、糖尿病(6)、心疾患(5)、 呼吸器疾患(4)、脳梗塞(3) など ※重複あり	高血圧(2)、糖尿病(2)、心疾患(1)、 呼吸器疾患(2) など ※重複あり

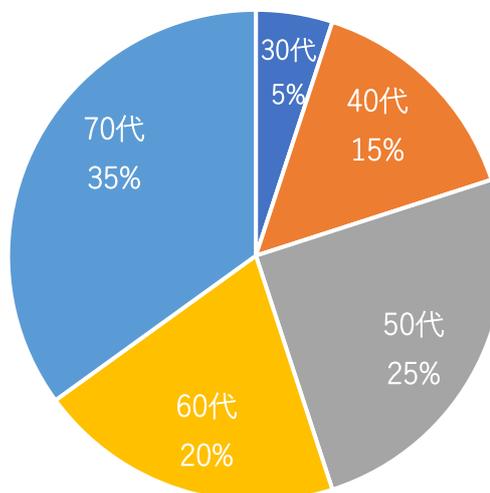
死者は、第4波は5人と、第3波の21人から大幅に少なくなっており、全て高齢者（年代は80代が最も多く、男性が多い）で基礎疾患を有している。

(7) 重症者の年代内訳

第3波 (24人)



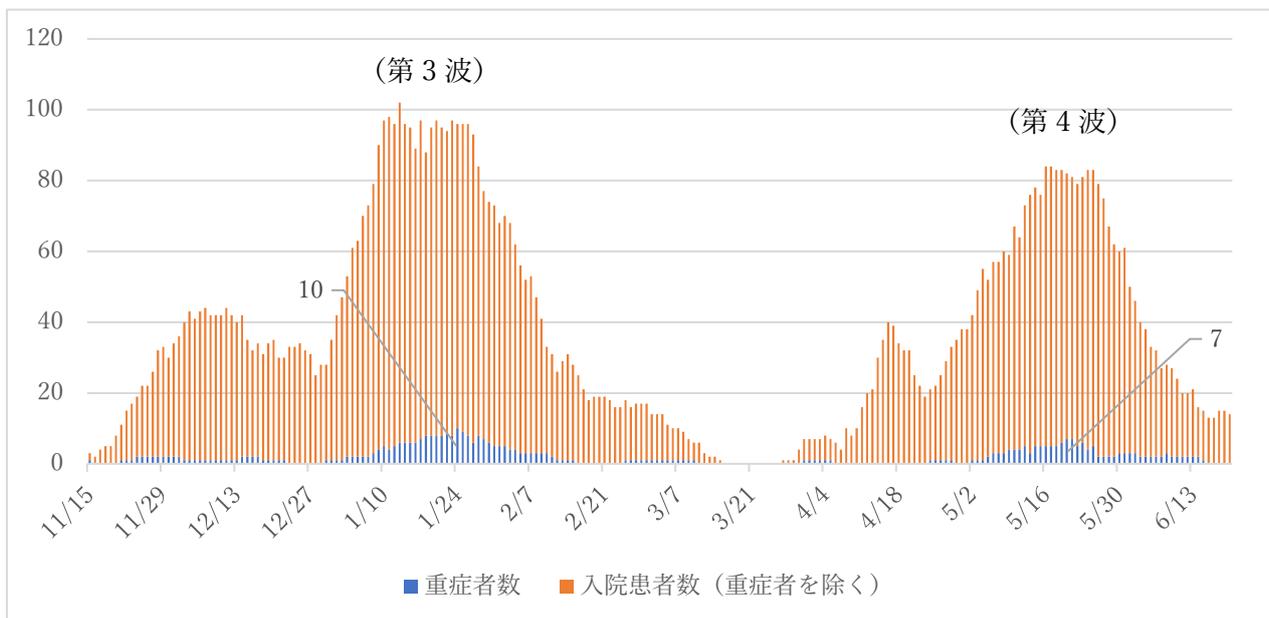
第4波 (20人)



重症者数は、第3波より少なくなっているが、総感染者数に占める重症者の割合（重症者率）は第3波が1.5%、第4波が1.7%と、第4波の方が高くなっている。また、第3波では50代以下の重症者は発生していないが、第4波では30代、40代でも重症者が発生している。

2 入院・療養の状況

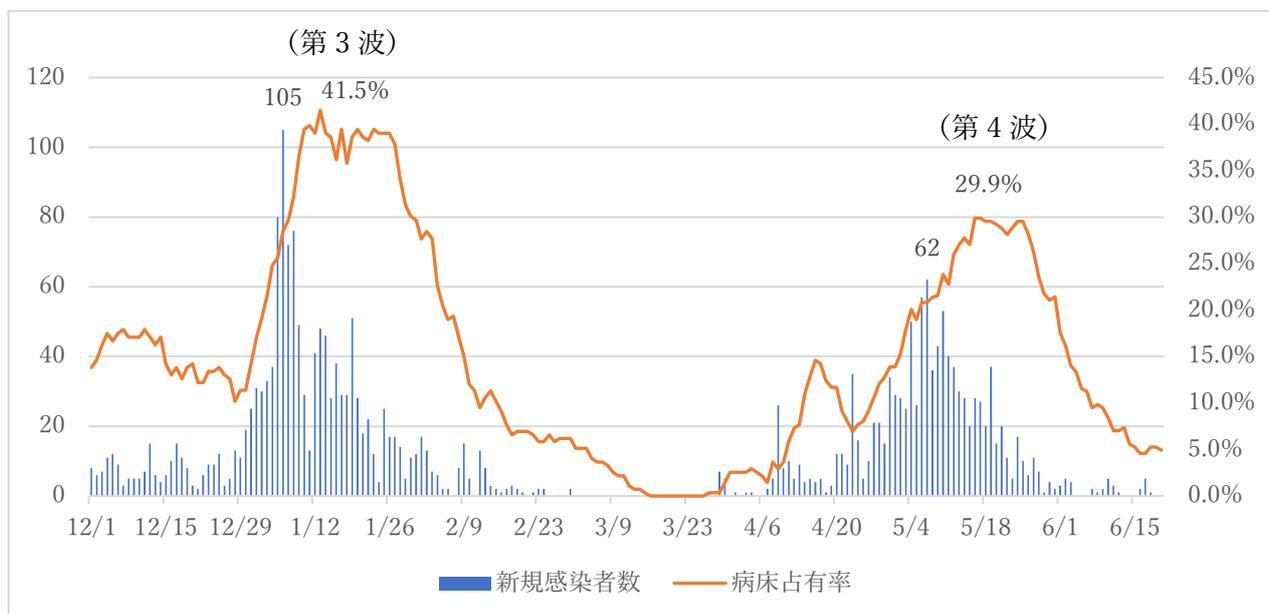
(1) 入院患者・重症者の発生状況



入院患者は、4月中旬に一時40人まで増加し、その後一旦は減少したが、4月下旬に再び増加に転じた。その後、5月中旬にピークを迎えると、約2週間ほど80人を超える高止まりの状態が続き、5月下旬に減少に転じた。また、重症者は、4月は0～1人で推移していたが、5月に入り増加傾向となり、5月下旬までは5～7人の状況が続いた。その後、6月中旬まで2～3人で推移し、6月16日に46日ぶりに0人となった。

ピーク時の入院患者数は第3波の水準より低いものの、宮崎市での集中的な患者急増に伴い、宮崎・東諸県圏域の病床がひっ迫し、広域での入院調整が必要な状況に至った。

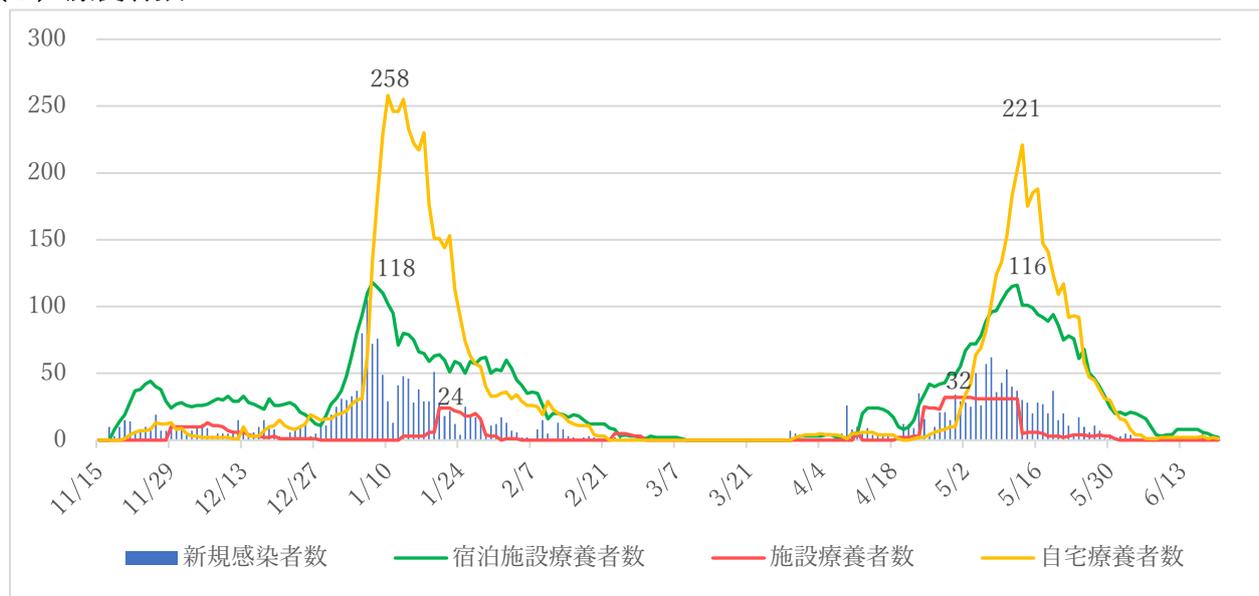
(2) 病床占有率



病床占有率は、1日当たりの最大新規感染者の発生から9日後の5月16日にピーク(29.9%)を迎えており、約10日間数値が高止まりした後、5月下旬から減少に転じている。

綱渡りの入院調整が続いた第3波よりも、病床占有率は比較的低い水準に抑えられたが、宮崎市の入院患者の急増により、5月12日に国の分科会が示すステージ3の目安である25%を超え、その後、27日までの16日間、25%を超える状況が続いた。

(3) 療養者数



宿泊施設療養者数、自宅療養者数ともに1日当たりの最大新規感染者数の発生から約1週間後にピークを迎えている。宿泊施設療養者は4月中旬以降緩やかに増加し、5月12日のピークから緩やかに減少に転じている。また、自宅療養者は、5月上旬以降急速に増加し、5月13日にピークとなり、その後は急速に減少に転じ、6月上旬には0人になっている。なお、第4波における施設（高齢者施設等）療養者は、美郷町の高齢者施設でのクラスターの発生に伴い、増加した。

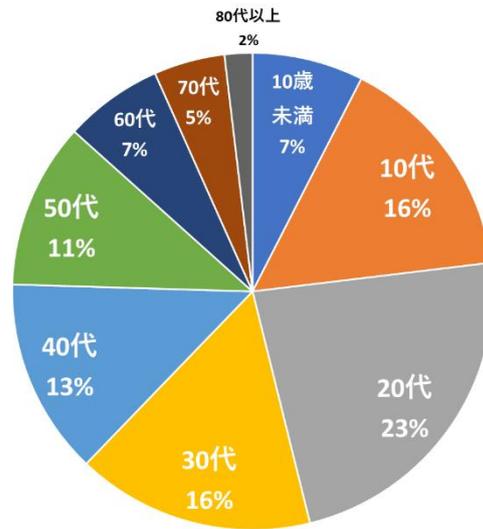
3 変異株の状況

(1) 変異株 (N501Y) 疑いの発生状況

期間	陽性率
4月3日 ~ 4月9日	21.1%
4月10日 ~ 4月16日	16.7%
4月17日 ~ 4月23日	39.7%
4月24日 ~ 4月30日	82.8%
5月1日 ~ 5月7日	90.5%
5月8日 ~ 5月14日	100.0%
5月15日 ~ 5月21日	100.0%
5月22日 ~ 5月28日	99.1%
5月29日 ~ 6月4日	100.0%

※国通知に基づき、6/7以降はN501Yの検査は実施していない

変異株 (N501Y) 疑い例：481人

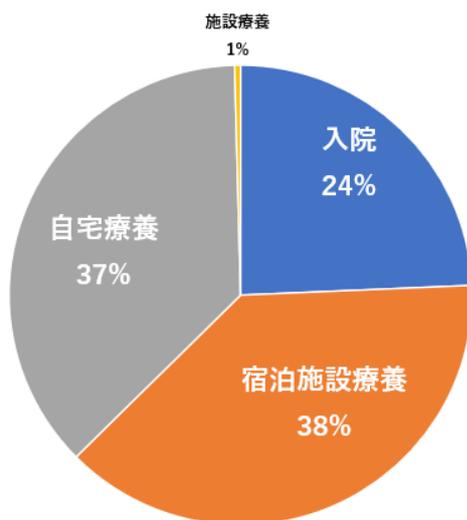


4月8日に県内で初めて変異株 (N501Y) 疑い例が確認されて以降、県内の感染は徐々に従来株から変異株に置き換わり、5月以降は、感染のほとんどが変異株に置き換わっている。

また、感染者の年代内訳を見ると、60代以上の高齢者の割合が14%であるのに対し、30代以下の若年層の割合は62%と高くなっている。

(2) 変異株 (N501Y) 疑い例患者の入院・療養状況内訳

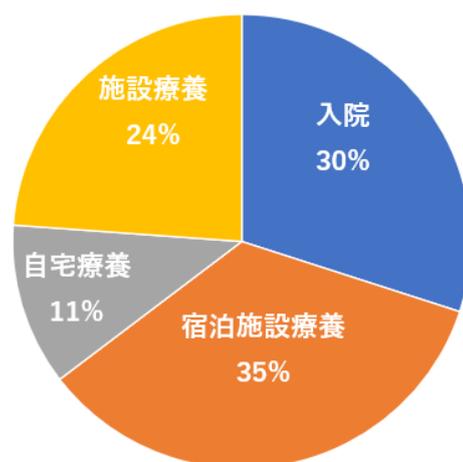
変異株 (N501Y) 疑い例患者：481人



療養状況	中央値
入院期間	11日
宿泊施設療養期間	7日
自宅療養期間	9日

重症者	13人
-----	-----

従来株患者(変異株疑い検査陰性者):131人



療養状況	中央値
入院期間	9.5日
宿泊施設療養期間	8日
自宅療養期間	8.5日

重症者	0人
-----	----

入院・療養状況を見ると、従来株と比較して変異株疑い例患者では自宅療養者の割合が多い。

また、入院期間の中央値は従来株と比較して 1.5 日長くなっており、宿泊施設療養及び自宅療養の期間には大きな差は見られていない。なお、従来株の重症者が 0 人であるのに対し、変異株疑い例の重症者は 13 人と多くなっている。

(3) 変異株（アルファ株）の確定状況

国立感染症研究所でのゲノム解析の結果、県内の変異株（N501Y）疑い例のうち、50 件がアルファ株と確定した。

第2章 これまでの取組の状況と今後の対策

1 感染状況の分析・公表

(1) 取組状況

①感染者の基礎情報等の整理・公表

原則、毎日感染者の基礎情報等について、県政記者クラブ向けの記者レクを実施し、県内の感染状況の説明や、県民向けに注意喚起等を行った。また、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイト内の「宮崎県における感染者発生状況一覧」や「データで見る宮崎県の感染状況」のページを原則、毎日更新し、県内の感染状況等の詳細について公表を行った。

②感染機会等に関する分析・公表

第4波における感染機会等について、疫学調査の内容を分析の上、主な感染実例として知事会見やホームページ等で公表し、県民向けに注意喚起を行った。

③変異株に関する分析・公表

変異株(N501Y)疑い例について、年代、性別、感染経路等を分析の上、知事会見やホームページ等で公表し、県民向けに注意喚起を行った。

これまでの第4波における主な感染実例（推定）

飲食店のケース（換気の悪い空間）

・換気の悪い中で、飲食や対策が不十分な状態でカラオケを行ったところ、店内で感染が拡大した。



会食のケース（帰省者との会食）

・県外からの帰省者を含む複数人で会食したところ、集団感染となった。

※屋外でのBBQなど「3密」に該当しない場面でも感染が拡大



職場のケース

・アクリル板の設置やマスクの着用など感染防止対策を実施していたが、休憩所や喫煙所などでのマスクなしの会話等により感染が拡大した。



家庭内のケース

・症状があってもすぐに医療機関を受診しなかったところ、家族に感染が広がった。

・マスクなしでの会話や医療機関への受診の遅れが感染拡大の主な要因となっている

・また、職場における休憩所など、場面が切り替わった際に、感染対策が不十分となるケースが多い



車中のケース

・車中でマスクをせず会話をし、感染してしまった。



県内における変異株（疑い例）の発生状況②

4月30日時点（2242例目まで）

○性別

	変異株疑い例	全例発生者（4/1-）
男性	72人	143人
女性	41人	137人
計	113人	280人

○年代

	変異株疑い例	全例発生者（4/1-）
10歳未満	2人	3人
10代	19人	29人
20代	28人	72人
30代	23人	57人
40代	18人	35人
50代	10人	24人
60代	6人	13人
70代	6人	11人
80代	0人	16人
90代	1人	20人
計	113人	280人

○圏域ごとの発生状況



延岡・西臼杵圏域 4人
日向・東臼杵圏域 14人
西都・児湯圏域 4人
小林・えびの・西諸県圏域 0人
宮崎・東諸県圏域 65人
都城・北諸県圏域 22人
日南・串間圏域 8人
県外 1人

<5月28日第32回対策本部会議資料より>

<5月2日第30回対策本部会議資料より>

(2) 今後の対策

①感染者の基本情報や感染機会の分析・公表

感染者の基礎情報や感染機会等の状況について、引き続き、整理・分析を行い、適切に公表していく。

②新たな変異株（L452R）の分析・公表

既に本県でも確認されている新たな変異株（L452R）について、県内の感染状況を適切に公表しながら、指摘されているリスクや必要な対策等について、県民向けに広く周知を行い、対策の呼びかけを行っていく。

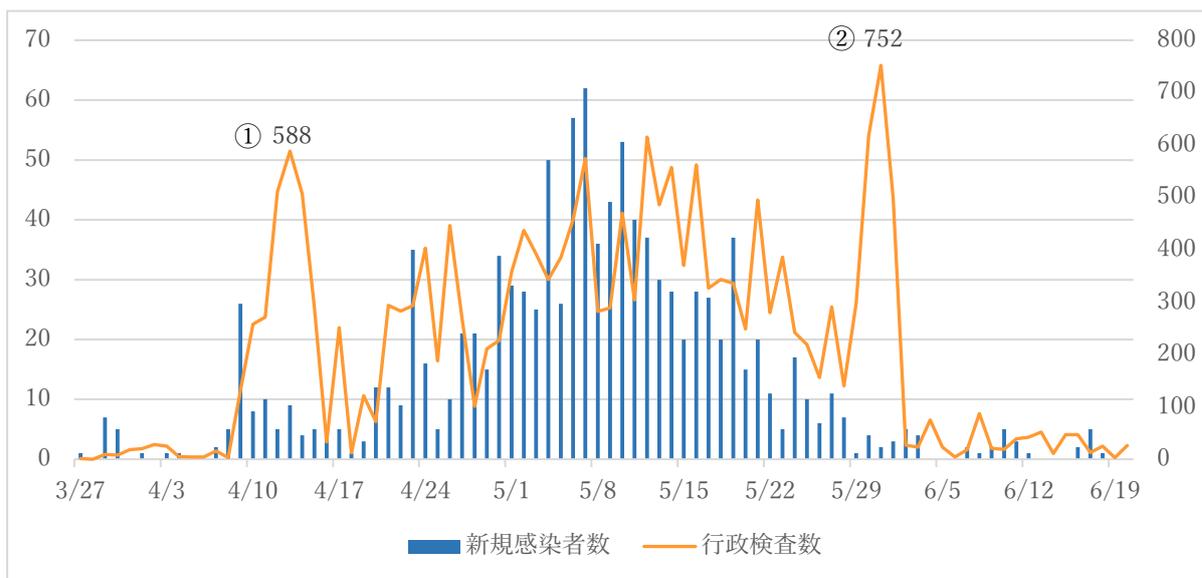
2 検査体制

(1) 取組状況

①積極的疫学調査に基づく検査の実施

単位 (件)

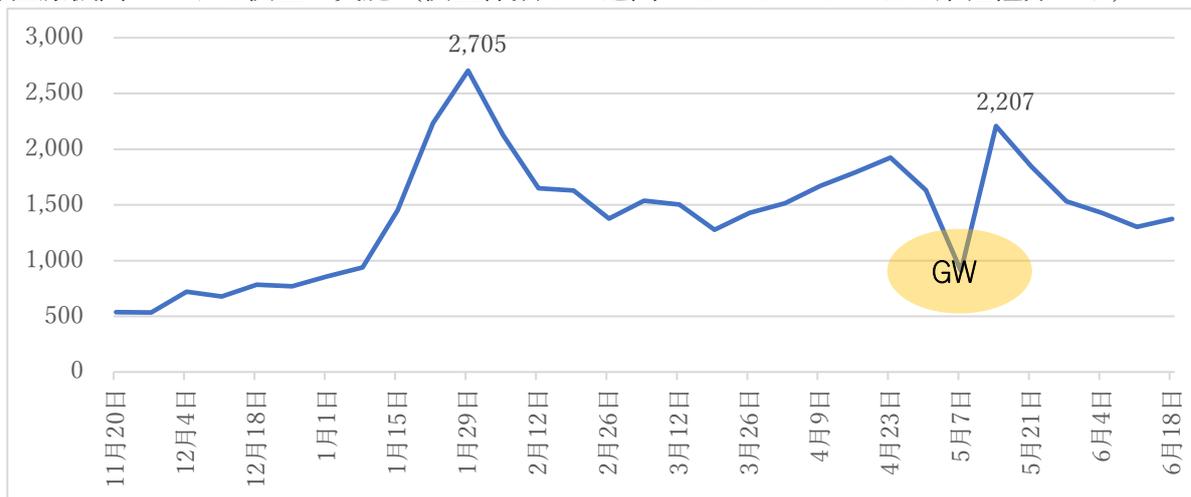
	第4波	第3波	第3波との比較
行政検査数	19,012	15,963	+3,049
1日当たりの検査数	221.1	141.3	+79.8
行政検査での陽性数	762	1,138	-376
陽性者1人当たりの検査数	25.0	14.0	+11



第4波では保健所による積極的疫学調査に基づき、幅広く検査を実施した。この結果、第3波より期間が短いにも関わらず、期間中の行政検査数は3,000件以上多くなっており、1日当たりの検査数は221.1件と第3波と比較して約80件多くなっている。

1日当たりの行政検査数は概ね新規感染者数に比例して増減しているが、①日向市における飲食店の利用者・従業員への一斉検査や、②都城・北諸県圏域の高齢者施設職員への一斉検査等により検査数が大幅に上昇している。

②医療機関における検査の実施 (検査件数は1週間ごと・G-MISによる県把握分のみ)



医療機関における検査数は、大型連休期間中に一時減少したものの、全体として高い数値で推移しており、1日当たりの検査数は第3波と同等となっている。(第3波：219件、第4波：222件)

③一斉検査の実施

4月上旬、日向市において複数の飲食店によるクラスターが発生した際、陽性者を早期に探知し、感染の囲い込みを行うため、対象地域の飲食店等の利用者・従業員を対象とした一斉検査を実施した。検査の結果、検査時に無症状であった陽性者3名が確認された。(県職員延べ122名・日向市職員延べ20名を派遣)

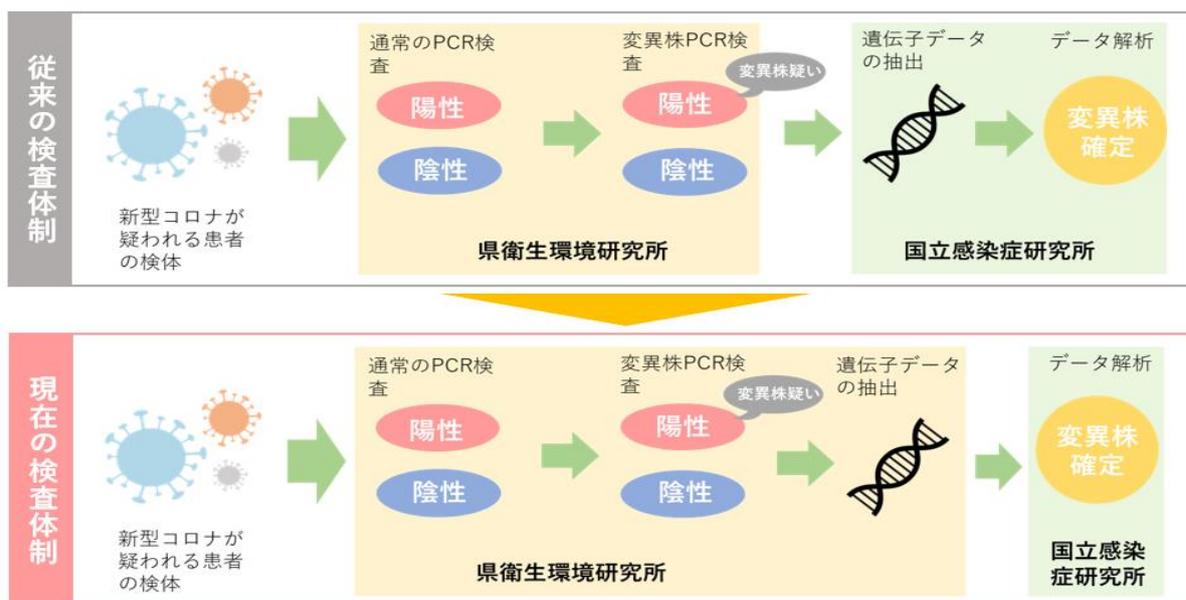
また、3月下旬に宮崎市、5月下旬に都城・北諸県圏域において、重症化リスクが高い高齢者の感染防止を図るため、高齢者施設等の職員を対象に一斉検査を実施した。

検査対象	検査件数	陽性件数
日向市の飲食店の利用者・従業員	1,244件	3件
宮崎市の高齢者施設職員	6,744件	1件
都城市・三股町の高齢者施設職員	1,641件	0件

④変異株（N501Y）疑い例の全数検査の実施

厚生労働省の通知では、都道府県が行う変異株（N501Y）疑いのPCR検査は、対象となる陽性者の検体を全体から一部（4割）抽出し検査することとなっているが、本県では、家族等明らかに感染経路が同一と思われる検体を除き、衛生環境研究所に搬送された検体の全数検査を実施し、正確な変異株（N501Y）の発生状況等の把握を行った。

⑤変異株検査体制の強化



県の衛生環境研究所の PCR 検査で疑いが判明した検体を国立感染症研究所に搬送し、同研究所における遺伝子データの抽出、データ解析の結果を待って確定する従来の検査体制から、新たにゲノム機器を県の衛生環境研究所に整備し、県で検体の遺伝子データ抽出までを行い、抽出したデータを国立感染症研究所に送付する体制を整え、今後は変異株確定までに要する期間を約 1～2 週間まで大幅に短縮できる見込みとなった。(デルタ株等の検査にも適用)

(2) 今後の対策

①積極的疫学調査に基づく幅広い検査の継続

第 4 波に実施した飲食店従業員や高齢者施設職員への一斉検査等を含む幅広い検査を引き続き実施しながら、感染の早期探知・囲い込みを行っていく。また、国から配布を受けた抗原簡易キットにより、医療機関や高齢者施設等の従事者の感染早期探知を図る。

②新たな変異株（デルタ株等）に対する検査や積極的疫学調査の強化

アルファ株より感染力が高い新たな変異株（デルタ株）を早期に探知し、迅速な対応につなげるため、変異株疑い例の検体の遺伝子データの抽出を行う検査機器を整備し、検査体制を強化する。また、県内での変異株の感染拡大を防ぐため、積極的疫学調査を強化する。

③繁華街の飲食店向けの検査

第 4 波では接待を伴う飲食店や飲食店でクラスターが多発した。このため、今後は感染拡大を未然に防ぐため、接待を伴う飲食店等従業員向けの積極的な検査体制の構築を図っていく。

④県外から県内に移動する方への PCR 検査の支援

水際対策の強化を図るため、県外から県内に移動する方への PCR 検査の支援を行う。

3 医療提供体制

(1) 取組状況

①入院受入病床の確保

新型コロナウイルス感染症患者の入院受入病床について、5月7日までに7床、5月27日までに4床追加し、第3波の274床から11床増床となる285床を確保した。

②宿泊療養施設の確保

5月27日までに50室を追加し、合計300室を確保した。また、4月から宿泊療養施設の看護師確保を看護協会に委託し、4施設の運営に必要な看護師を確保した。

③療養者の外来受入医療機関の確保

宿泊施設療養者や自宅療養者について、体調の悪化等により受診が必要となった場合の外来受入医療機関（3医療機関）を確保し、療養体制の強化を行った。

④自宅療養者に対する生活支援

自宅療養者に対し、食料や生活用品の支給による生活支援（20名）やパルスオキシメータの貸与を行った。

(2) 今後の対策

①入院受入病床・宿泊療養施設のさらなる確保

入院受入病床のさらなる確保のほか、ワクチン接種が進む中、今後は無症状者、軽症者の感染者が増加することが見込まれるため、宿泊施設療養施設のさらなる確保を図る。（入院受入病床：285床→307床、宿泊療養施設：300室→450室（新たな施設の確保））

<入院受入病床>

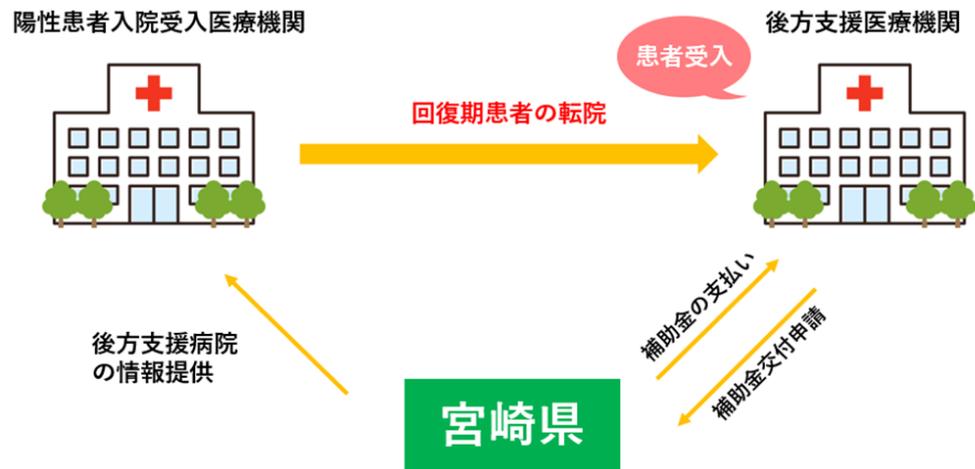
		5月27日時点	7月16日現在	圏域計
宮崎東諸県	感染症指定医療機関	7	7	121
	協力医療機関等	113	114	
日南串間	感染症指定医療機関	4	4	10
	協力医療機関等	6	6	
都城北諸県	感染症指定医療機関	4	4	61
	協力医療機関等	51	57	
西 諸	感染症指定医療機関	4	4	20
	協力医療機関等	16	16	
西都児湯	感染症指定医療機関	4	4	13
	協力医療機関等	9	9	
日向入郷	感染症指定医療機関	4	4	18
	協力医療機関等	14	14	
延岡西臼杵	感染症指定医療機関	4	4	64
	協力医療機関等	45	60	
合計		285	307	307

<宿泊療養施設>

	5月27日時点	7月16日現在
県央（宮崎市）	150	300
県西（都城市）	90	90
県北（延岡市）	60	60
合計	300	450

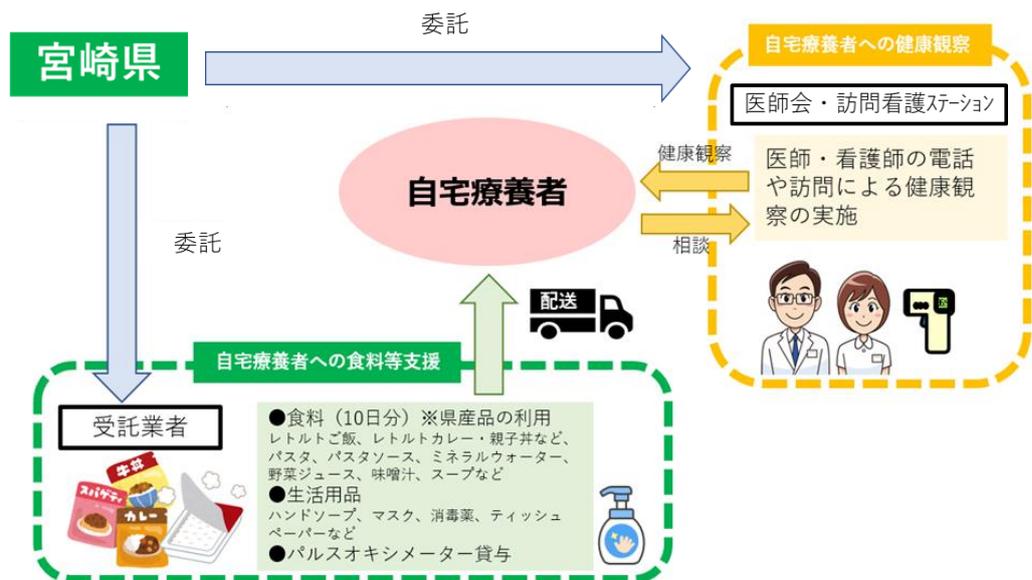
②回復期患者後方支援病院への転院促進

新型コロナ患者入院受入医療機関の機能を十分に活用するため、後方支援病院を確保し、退院基準を満たす回復期患者の転院を適切に促すことにより、入院受入れの目詰まりを解消し、入院が必要な患者の受け入れを円滑に進めていく。(7月16日現在で後方支援病院40医療機関を確保)



③自宅療養者に対する生活支援、健康観察体制の強化

多数の自宅療養者が発生した場合でも十分な健康観察を行えるよう、医師会や訪問看護ステーション等と連携し、医師・看護師が必要に応じ往診等を行うとともに、食料や生活用品の配布による生活支援を行い、自宅療養者へのフォロー体制を確保する。



4 飲食店対策

(1) 取組状況

① 飲食店等への営業時間短縮要請の実施

飲食店等で感染急増の端緒が見られた場合に、これまでより早く感染急増圏域（赤圏域）に指定するタイミングで営業時間短縮要請を実施した。なお、第4波では、第3波までの圏域内の全市町村への要請ではなく、感染状況等を踏まえ、市町村単位での要請を実施した。

要請対象	要請期間
日向市	4月12日 ～ 4月30日
宮崎市	5月3日 ～ 5月31日（5月23日までの予定を延長）
都城市・三股町	5月21日 ～ 6月3日（6月10日までの予定を前倒して終了）

② 飲食店への協力金等の支給

営業時間短縮要請の協力金については、店舗ごとの影響を考慮し、5月からは、規模別に支給を行った。また、飲食店への営業時間短縮要請により直接影響を受けた飲食関連事業者等への支援金（20万円）や、県独自の「緊急事態宣言」による行動要請により影響を受けた事業者への緊急支援金（10万円）を措置した。

③ 啓発活動・巡回の実施

大型連休期間中の5月5日に知事・宮崎市長による街頭啓発活動を実施したほか、県と市町で連携し、営業時間短縮要請期間中に繁華街を中心に見回りを行った。

また、各市町村において、「県内一斉ガイドライン点検の日」（毎月1日）での普及啓発活動を実施した。



(2) 今後の対策

① 第3者認証制度の導入による飲食店の感染防止対策の徹底

飲食店のガイドライン認証制度を創設し、制度の推進を図ることにより、感染拡大の急所とされる飲食を伴う場面でのクラスターの発生を抑制し、感染拡大防止及び県民の飲食店の安全・安心利用を図る。

5 高齢者施設対策

(1) 取組状況

①初動対応の徹底（保健所の早期介入、入所者・職員の早期の一斉検査等）

保健所職員やDMA T医師、感染管理認定看護師（ICN）を感染者が確認された施設に速やかに派遣するとともに、入所者・職員に対して、早期の一斉検査を実施した。（必要に応じて複数回）

②クラスター発生原因等の分かりやすい周知、施設職員向け研修の実施

施設職員向けに研修（クラスター対策やPPE着脱指導等）を開催するとともに、第3波のクラスター発生事例をもとにした感染防止啓発ポスターを施設に配布した。



③応援職員派遣スキームの改善

第3波までは派遣元と同じ施設種類のみへ派遣していた応援職員の派遣について、派遣元と異なる施設種類への派遣も可能となるようスキームの改善を図った。

(2) 今後の対策

①感染拡大防止対策の継続

第4波では、高齢者施設でのクラスター発生が少なく、そのことが死者数の抑制等につながっている。高齢者へのワクチン接種が進んでいるが、ワクチン接種後も感染のリスクは完全になくならないことを周知した上で、引き続き、各施設との連携の下、各対策を継続していく。

6 市町村との連携

(1) 取組状況

①早期の行動要請に係る市町村との協議の実施・ホットラインによる情報共有

感染警戒区域（オレンジ区域）や感染急増圏域（赤圏域）の指定に当たり、事前に関係市町村との協議を実施（10市町村）するとともに、ホットラインにおいて、新規感染者の情報や県内の感染状況等を毎日、市町村に送付し、情報の共有を行った。

②知事と市町村長との Web 会議

各市町村の意見を踏まえた措置を講じるため、「感染拡大緊急警報（レベル3）」及び「緊急事態宣言（レベル4）」の発令に当たり、事前に知事と市町村長との Web 会議を実施（3回）した。



③県から宮崎市へ公衆衛生医師、保健師等の派遣、パルスオキシメータの貸与

宮崎市で爆発的に感染が拡大した際、県から公衆衛生医師、保健師等で構成する連携・支援チームを宮崎市保健所へ派遣し、市と連携した感染防止対策の強化を実施した。また、急増していた自宅療養中の患者への健康管理を強化するため、パルスオキシメーターを市に貸与するとともに、上記チームが必要な支援を実施した。

(2) 今後の対策

①行動要請等に係る市町村との連携の継続

今後も、日々の感染状況等についての密な情報共有を継続するとともに、警報発令や感染状況の区分の指定に当たっては、市町村との事前の協議を行った上で実施していく。

7 県民への普及啓発

(1) 取組状況

① 県民への情報発信

第4波の期間中、感染状況に応じて、随時、知事会見を実施（13回）し、県内の感染状況や県民への行動要請等を周知するとともに、毎日の県政記者クラブ向けのレクにおいて、感染状況の詳細な説明や県民への注意喚起を行った。

また、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策特設サイト内の「データで見る宮崎県の感染状況」のページにおいて、グラフ等を用いて感染状況を公表したほか、テレビCMや新聞広告、若年層向けにSNS等を活用し、行動要請への協力等について、広く呼びかけを行った。

大型連休、感染防止対策の徹底を!

東京都など4都府県に緊急事態宣言が発令されるなど、全国的に新型コロナウイルスの第4波が猛威をふるっています。県内も**第4波の急拡大を防ぐ瀬戸際**にあります。

大型連休は人の移動が活発化する時期です。変異株のリスクに厳重に警戒し、感染防止対策のより一層の徹底をお願いします。

大型連休の期間中(4/29～5/9) 不要不急(仕事などを除き、可能な限りの) 県外との往来自粛を!

○仕事など生活に必要な場合を除き、県外に出かけないようにしましょう
○隣県が生活圏の場合、通勤・通学・通院や生活必需品の買い出しなどによる往來は構いません
○仕事などでやむを得ず往來される場合は、感染防止対策を徹底してください。また、県外の方との会食はできるだけ控えてください。
○帰省は可能な限り自粛してください。やむを得ず帰省する場合は、帰省前の2週間は会食を控えるなどの感染防止対策の徹底をお願いします。
○また、やむを得ず県外に行き、帰ってきた場合や県外から来られた方は、当面の間、
・健康観察に努めていただき、ささいな症状でも身近な医療機関を受診してください。
・知人や友人との会食は、できるだけ控えてください。

緊急事態宣言発令! 東京都、大阪府、兵庫県、京都府

体調に異変があればすぐに受診を
ささいな風邪の症状でも、**すぐに身近な医療機関を受診**してください。その際は、できる限り、出勤や外出も控えてください。
▼受診や相談する医療機関に迷う場合は—
0985(78)5670 (24時間対応)

「感染防止対策」の徹底を!
●マスクを外さないで! マスクを外すときは会話はやめて
●こまめな手洗い、手指消毒
●「3密」は避けて

会食は「みやざきモデル」で
① つぶつぶの密を避けて 密着 密接 密閉
② 必ず手洗いを済ませて
③ せきは両腕を空けて
④ きれいに手指消毒
⑤ リブ付は小さく一人ひとり
⑥ 人数制限を厳格に守って
⑦ 飲み、お弁当、お土産の持ち込みを控えて
⑧ 正しい情報に基づく冷静な行動を

STOP! コロナ差別
私たちが懸っているのは「人」ではなく「ウイルス」です。
新型コロナウイルスに感染された方、医療従事者・高齢者施設の職員などへの**思いやりと優しさ**を!
■いかなる場合でも差別、偏見、いじめは許されません ■正しい情報に基づく冷静な行動を

圏域ごとの感染状況を踏まえたいお願い
「日向・東臼杵圏域」を「感染急増圏域(赤圏域)」
「宮崎市」「都城市」「三股町」を「感染警戒圏域(オレンジ圏域)」に指定しています。
上記地域にお住まいの皆様は行動要請へのご協力をお願いします。
感染状況により指定や内容を変更する場合があります。詳しくは県ホームページをご覧ください。

詳しくは県の新型コロナウイルス特設ホームページで **宮崎県 新型コロナ** 検索

接触確認アプリ(COCCA)をインストールしましょう。 iPhoneの方はこちら Androidの方はこちら

<新聞広告>



<知事会見>



<SNS 広告>

②来県者・帰県者への注意喚起

人の移動が多くなる3月、4月を「感染拡大防止強化月間」と位置付け、各交通機関（空港、駅、バス乗り場、フェリーターミナル）の窓口等など来県者が目にする場所へのチラシ掲示等を実施し、注意喚起を行った。



③新型コロナ感染に伴う差別、誹謗中傷への対応

県と関係31団体が共同で発出した「STOP！コロナ差別オールみやざき共同宣言」の周知を行うとともに、賛助企業・団体等を募集した。(54団体) また、県庁ホームページ、ラジオ、新聞広告等を通じた啓発、相談対応を行うとともに、人権尊重の社会づくり条例の制定に向け、関係団体からの意見聴取を実施した。

④患者・医療従事者等へのケア

患者やその家族、医療従事者等の心のケアに取り組むため、精神保健福祉センターに専門の相談員を配置し、相談対応を実施した。

(2) 今後の対策

①夏休みに向けた呼びかけ

第3波、第4波ともに年末年始やゴールデンウィークなど、全国的な人の移動に伴い、県外由来の感染から県内に感染が広がっているため、今後、人の移動が多くなる夏休み期間に向けて、適切な行動要請を行うとともに、県民向けにわかりやすいメッセージを発信していく。

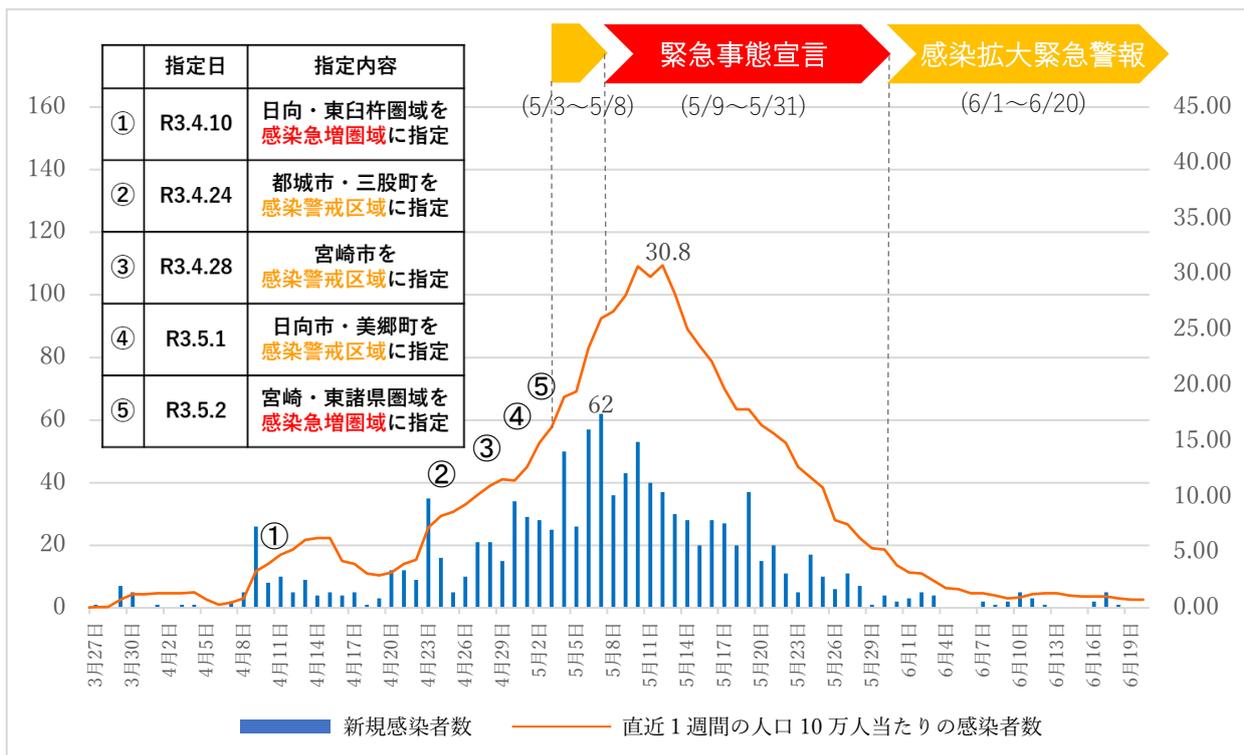
②若年層に向けた情報発信

第4波では若年層の感染が多く、SNS等を活用した若年層への情報発信を継続して実施していく。

8 警報発令・県民への行動要請

(1) 取組状況

月	日	県の主な対応
4月	10日	・本部会議（第29回）の開催（日向・東臼杵地域を感染急増地域（赤圏域）に指定、行動要請及び日向市内の飲食店等に対して営業時間短縮要請の実施を決定）
	24日	・都城市・三股町を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定
	28日	・宮崎市を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定
5月	1日	・日向市・美郷町を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定
	2日	・本部会議（第30回）の開催（宮崎・東諸県圏域を感染急増圏域（赤圏域）に指定、宮崎市の飲食店等の営業時間短縮要請の実施を決定）
	3日	・「感染拡大緊急警報（レベル3）」を発令、宮崎・東諸県郡圏域以外の全市町村を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定
	9日	・本部会議（第31回）の開催（県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」を発令）
	19日	・宮崎市の飲食店等における営業時間短縮要請の延長を決定
	20日	・都城市・三股町の飲食店等における営業時間短縮要請の実施を決定
	28日	・本部会議（第32回）の開催（県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」から「感染拡大緊急警報（レベル3）」への移行を決定）
6月	3日	・都城市・三股町の飲食店等における営業時間短縮要請を終了（6/10終了予定を前倒し）
	21日	・「感染拡大緊急警報（レベル3）」から「特別警報（レベル2）」に移行



県内では、4月上旬に日向・東臼杵圏域、4月下旬から5月上旬にかけて、宮崎・東諸県圏域、都城・北諸県圏域で感染が拡大したため、各圏域を感染警戒区域（オレンジ区域）及び感染急増圏域（赤圏域）に指定するなど、圏域毎の感染状況に応じた対応を行った。また、5月3日には、県全域に「感染拡大緊急警報（レベル3）」を発令し、その後も宮崎市において爆発的に感染が拡大したため、宮崎市の感染の早期沈静化を図り、宮崎市から他圏域への拡大を防ぐとともに、感染

が急拡大しつつある隣県も含めた県外からの感染持込みを阻止する観点から、5月9日に再び県独自の「緊急事態宣言（レベル4）」を発令した。

①早期の行動要請

第4波への対応では、第3波の検証を踏まえ、市町村と連携し、従来よりも早期に感染警戒区域（オレンジ区域）、感染急増圏域（赤圏域）の指定及び同指定に基づく行動要請を行った。

また、圏域の指定や行動要請の期間を、従来の2週間から1週間長い3週間を目安に設定し、感染状況に応じ、延長及び早期解除等の対応を行った。

なお、飲食店における営業時間短縮要請については、地域の感染状況等を踏まえ、市町村単位で行った。（従来は圏域単位で実施）

指定日	指定内容	指定時の各圏域の人口10万人あたりの新規感染者数
R3.4.10	日向・東臼杵圏域を 感染急増圏域 に指定	36.1人
R3.4.24	都城市・三股町を 感染警戒区域 に指定	11.8人
R3.4.28	宮崎市を 感染警戒区域 に指定	12.5人
R3.5.1	日向市・美郷町を 感染警戒区域 に指定	17.5人
R3.5.2	宮崎・東諸県圏域を 感染急増圏域 に指定	23.4人
R3.5.3	「感染拡大緊急警報（レベル3）」の発令	16.2人（県全体）
R3.5.9	「緊急事態宣言（レベル4）」の発令	28.1人（県全体）

<第3波の検証を踏まえた早期の行動要請の目安>

区分	県対応方針の目安	運用の目安	
感染警戒区域 (オレンジ区域)	新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある	従来 新規感染者数15人	今後 新規感染者数 <u>10人</u>
感染急増圏域 (赤圏域)	新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある	従来 新規感染者数25人	今後 新規感染者数 <u>20人</u>

※1 感染が急増している市町村単位などの区域（市町村と区域の設定を協議）で設定する。

※2 なお、実際の指定は、各圏域・市町村の人口規模や積極的疫学調査に基づく感染見通し等を踏まえ、総合的に判断する。

②県外との往来自粛及び県外からの来県自粛要請

大型連休期間中の人の移動に伴う感染持込みを防ぐため、4月29日から全都道府県との不要不急の往来自粛及び全都道府県からの不要不急の来県自粛を要請した。その後も、全国の感染状況を踏まえ、「感染拡大緊急警報（レベル3）」の期間が終了する6月20日まで同要請を継続した。

(2) 今後の対策

①早期の行動要請の継続

第4波では、早期の行動要請に対する県民、事業者の協力により、第3波に比して感染の山を小さくし、早期に感染を沈静化させることができた。今後も感染拡大の端緒を捉えて、早期に適切な行動要請を実施していく。

②早期の医療機関受診の促進

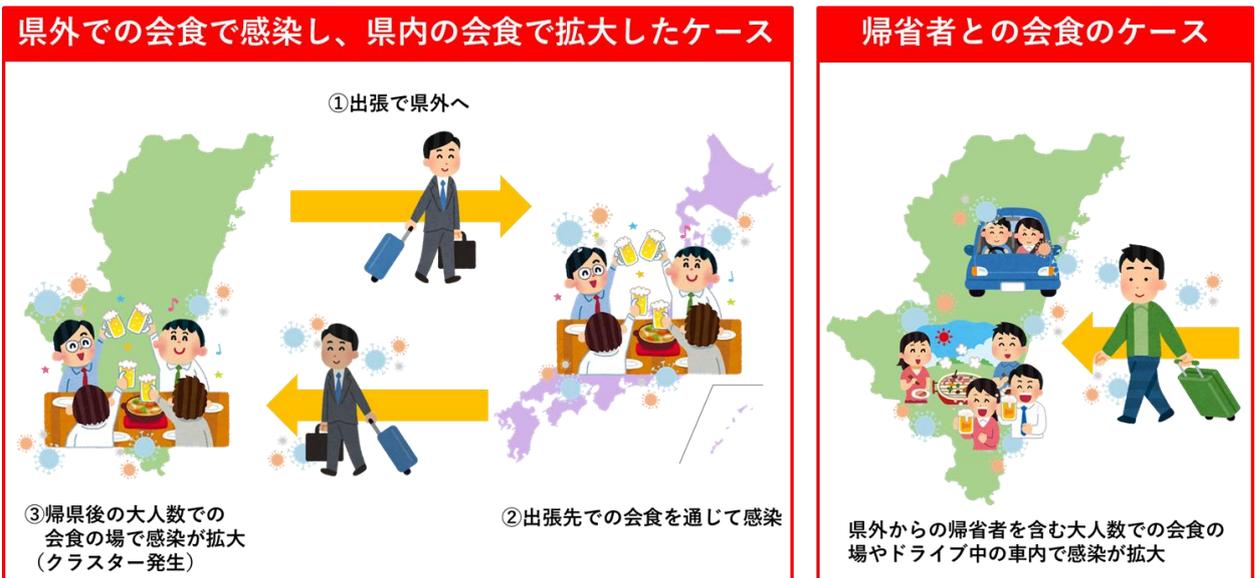
第4波では、症状がある中、医療機関の受診が遅れたため、家族等に感染が拡大した事例が確認されており、引き続き、早期の医療機関受診について呼びかけを行っていく。

③デルタ株への警戒やワクチン接種者の感染防止対策の徹底

感染力がアルファ株より1.5倍とされるデルタ株への厳重な警戒を呼びかけるとともに、ワクチン接種後も感染防止対策が緩むことのないよう、対策の継続に向けた周知啓発を実施していく。

④県外からの持ち込みリスクへの対応

第3波、第4波ともに都市部での感染が、帰省など人の移動を通じて県内に持ち込まれ、その後の感染拡大につながっている。県内で感染が落ち着いている状況であっても、都市部で感染が拡大傾向になった際には、県民への注意喚起を行うとともに、県外との往来自粛等の行動要請を適切に実施していく。

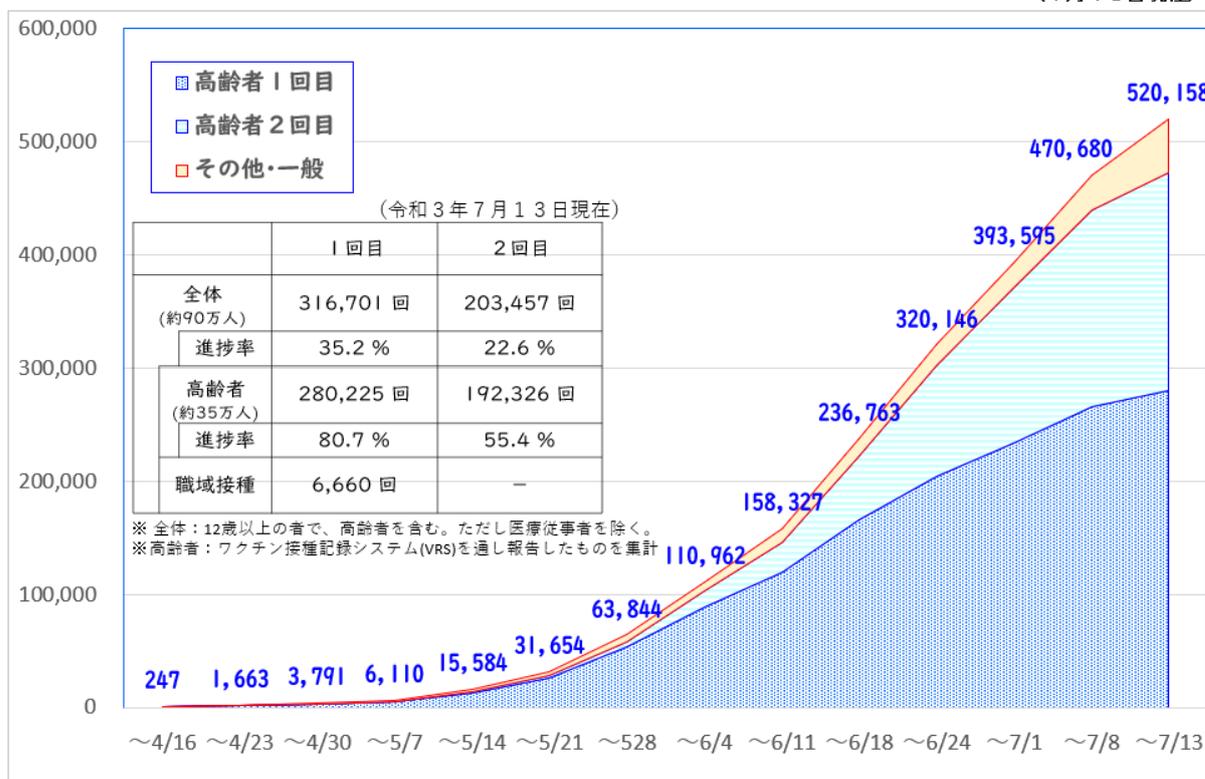


9 ワクチン接種の推進

(1) 取組状況

7月末までに、希望する高齢者へのワクチン接種を完了するため、休日の個別接種の促進、集団接種における医療従事者の確保など、市町村の行うワクチン接種が加速するよう支援を実施。

(7月13日現在)



①個別接種の促進

休日の個別接種における医療機関へ協力金を支給（1日15万円、半日7.5万円）。

②医療従事者の確保

県が医療従事者を公募等により確保し、リストを作成（医師、歯科医師、薬剤師、看護師）し、市町村はリストを活用し集団接種を実施するとともに、県は市町村に対し必要となる経費を支援。

③医療従事者の時間外・休日の派遣支援

時間外、休日に集団接種に医療従事者を派遣する医療機関に対し必要な経費を支援。

④ワクチン接種研修の実施

県が公募等により確保した歯科医師、看護師等に対し、実技を含めた研修を実施。

(2) 今後の方向性

高齢者へのワクチン接種に加え、一般接種を11月中に完了させる旨の方針が示されたため、診療所や病院における個別接種に対する支援期間を11月まで延長することなどにより、接種回数増加を図る。

①希望者へのワクチン接種 11 月末完了に向けた支援

希望者へのワクチン接種 11 月末完了に向け接種促進の支援を継続して実施するとともに県主催の集団接種を実施していく。

②ワクチン接種後の感染防止対策の呼びかけ

ワクチン接種後も感染防止対策が緩むことのないよう、対策の継続に向けた周知啓発を実施していく。

個別接種の促進

○個別接種促進事業（7月末まで）
休日の個別接種における医療機関へ協力金を支給
1日15万円、半日7.5万円

○接種回数増加のための支援（11月末まで）
・週100回以上の接種を4週間以上行う場合
→ その週は+2,000円/回を加算（診療所）
・週150回以上の接種を4週間以上行う場合
→ その週は+3,000円/回を加算（診療所）
・1日50回以上の接種を行った場合
→ 10万円/日を交付（診療所・病院）
・特別な体制を組んで1日50回以上の接種を週1日以上、4週間以上行った場合
→ 1人1時間あたり医師：7,550円、看護師：2,760円を交付

集団接種の促進

○医療従事者の確保事業（11月末まで）
・医療従事者を公募等
リストを作成（医師、歯科医師、薬剤師、看護師）。
市町村はリストを活用し集団接種を実施
・居住地外に派遣される医療従事者に対する協力金の支給
医療圏域外：3万円、医療圏域内：1.5万円
・市町村に対し報酬支払時に不足する経費を支援
県が公募の際に設定した医療従事者の報酬単価を市町村が活用する場合の市町村負担額の補償

○時間外・休日の医療従事者派遣支援事業（7月まで）
時間外、休日に集団接種に医療従事者を派遣する派遣元医療機関に対し、派遣に必要な経費を支援

○ワクチン接種研修の実施（7月末まで）
県が公募等により確保した看護師等に対し、実技を含めた研修を実施

職域接種の促進

○職域接種支援事業（11月末まで）
業界団体等を事務局として共同実施する中小企業や大学等の職域接種において、会場設置等経費を補助
→ 1,000円×接種回数を上限に補助

県主催の集団接種の実施

○広域的集団接種
高齢者を対象に2会場で実施
○大規模集団接種
警察官、教職員等を対象に県央、県西、県北の3地区で実施

副反応相談センター

○ワクチン接種に関する専門的相談窓口を24時間体制で設置

新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュール

